

# たかしま

Takashima City  
Public Relations

## 広報

2019

平成31年

1

月号

No. 228

# 謹賀新年

## 第42回 熱気球琵琶湖横断大会

主な  
内容

**特集** 大溝藩開藩・大溝祭400年  
～400年の伝統を引き継いで～..... ⑭

- ・年頭のごあいさつ..... ②
- ・窓口の休日開庁と窓口延長サービスの変更..... ⑤

無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます！

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。  
スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

※アプリのダウンロードは無料ですが、  
通信費は利用者のご負担になります。

マチイロ

検索

高島市公式

フェイスブック  
Facebook

インスタグラム  
Instagram

で情報発信中！

こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」 ・Instagram「takashima city #たかP写真館」



イメージキャラクター  
「たかP」

# 年頭のごあいさつ

New year's greetings 2019



高島市長  
福井 正明

## 市

民の皆さま、新年あけましておめでとうございます。  
平成31年の輝かしい新春を健やかに  
お迎えのこととお慶び申し上げます。  
さて、2期目の市政をお預かりさせていただいてからまもなく3年を迎えようとしています。

そのような中で、昨年には長年の懸案でありました市役所本庁舎の整備につきまして、市民の皆さまからさまざまなご意見をいただきながら、ようやく、昨年の10月から増築整備工事が完了しました新館で業務を開始し、同時に、本館につきまして、必要な改修工事を行った上で、本年5月には今津地域や安曇川地域に所在している部署を統合し、本庁機能が一か所に整うこととなります。

また平成26年6月に発覚しました環境セクターにおけるダイオキシン類超過事案につきまして、市民の皆さまはもとより、近畿各府県や関係各諸団体に多大なご迷惑をおかけしたところでもあります。市民の皆さまの日常

## 明

けましておめでとうございます。  
市民の皆さまにおかれましては、平成最後の新年をお健やかに迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は全国各地で多くの災害が発生しました。記憶に新しいところでは、北海道胆振東部地震災害や西日本豪雨災害がありますが、南岸低気圧による関東甲信越地域の大雪、8月の猛暑による農作物被害など、全国的にも記録に残る『災い』の年でありました。とりわけ市におきましては、台風21号の暴風により家屋・工作物の損壊や倒木による交通・電気の遮断、果樹の倒伏等、甚大な被害が発生しました。

被災された皆さまに改めてお見舞い申し上げますとともに、早急な復旧を願うものでもあります。

こうした中、市では議会の重い判断のもと市庁舎の増改築を進め、本年5月からは、分散していた都市建設部と教育委員会事務局が移転し、一体的・効率的な業務が行われるこ



高島市議会議長  
廣本 昌久

生活をお支えするごみ処理行政は極めて重要な行政課題であることから、さまざまな角度から検討や議論を重ね、市単独での環境センターの設置を決定したところであります。そのため、建設予定地につきまして、公募方式によることとし、昨年8月から10月末までの3か月間の公募期間中は、市内の各区あるいは自治会で役員会などを開催いただく中で、ごみ処理行政の課題を自らの問題としてご認識いただき、熱心なご議論のもと2つの地域からご応募いただきましたことに対して、改めて心から感謝申し上げます。

その上で、昨年末には高島市ごみ処理施設建設検討委員会の答申を踏まえ、建設予定地を高島市朽木宮前坊に決定させていただきました。今後は、平成37年度末を目標に新たなごみ処理施設を建設するための準備にとりかかる次第であります。

一方で、急速に進行する人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくため、昨年もいくつかの企業誘致に挑戦してまいりました。

合併後15年目を迎えますが、めまぐるしく変化する社会情勢に伴い、高島市も大きな転換期を迎えようとしています。高島の将来をしっかりと見据えながら、次なるステージへ導いていくために、本年も全力で市政運営に取り組んでいく所存です。

新年の門出にあたり、市民の皆さまのご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

とになります。市民サービスの向上はもとより、災害拠点本部として、市民の安全で安心な暮らしを守っていただくことを期待するものであります。

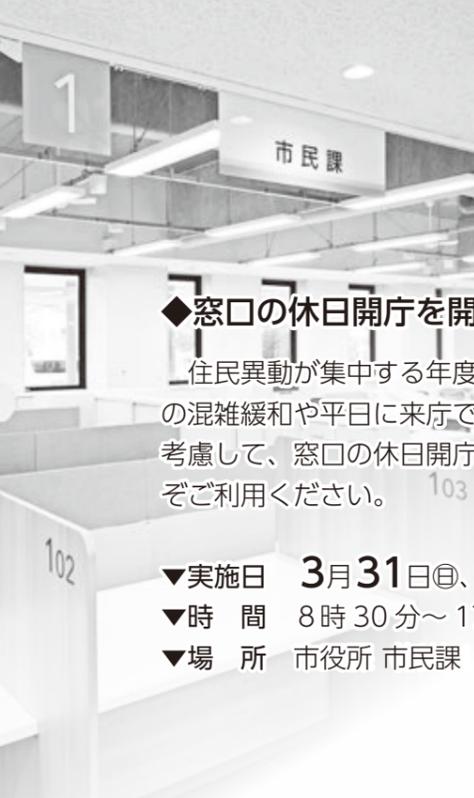
また、昨年11月14日に発生いたしました饗庭野演習場境界付近への砲弾の着弾事案につきまして、議会では再発防止と安全対策の徹底を求める意見書を全会一致で可決しました。直ちに防衛大臣に面会し、意見書を手渡すとともに、住民の安心、安全を第一に考えていただくよう要請いたしました。

地方行政において、議会は、二元代表制の一翼を担い、執行機関と独立、対等の関係に立ち、相互に緊張感を保ちながら、ともに協調して市の発展と福祉の増進を図ることが求められています。

新しい時代へと移り変わろうとしている本年、市をどのようにして持続可能なものにしていくのか、議会で議論を尽くすことがますます重要になってくると思えます。

私は、議長就任時の挨拶で、開かれた議会、見える議会、市民と向き合い市民の声を反映できる議会として、議会の活性化と議会運営の向上に努めることを申し上げました。引き続き、市民の皆さまの負託に責任をもって応えられるよう、尽力してまいります。

年のはじめにあたり、市民の皆さまにとりまして素晴らしい一年となりますよう心からご祈念申し上げますとともに、議会に対しまして、さらなるご支援をお願いいたします。新年のご挨拶とさせていただきます。



充実した窓口サービスを!

## 窓口の休日開庁と窓口延長サービスの変更 ~マイナンバーカードの交付や更新異動もできるようになります~

### ◆窓口の休日開庁を開始します

住民異動が集中する年度末と年度当初の窓口の混雑緩和や平日に来庁できない方の利便性を考慮して、窓口の休日開庁を開始します。どうぞご利用ください。

- ▼実施日 3月31日①、4月7日②
- ▼時間 8時30分~17時15分
- ▼場所 市役所 市民課 (新館1階)

### ◆平日の窓口延長サービスの開設日と時間が変わります

4月から窓口延長サービスの利用を次のとおり変更します。

- ▼開設日 月曜日 市役所 市民課 (新館1階)  
木曜日 今津支所・安曇川支所  
(将来的には本庁1か所に集約します。)
- ▼時間 17時15分~19時

※マキノ支所、朽木支所、高島支所の窓口延長サービスは廃止します。  
ご理解、ご協力をお願いします。

☎市民課 ☎ (25) 8018

## 窓口の休日開庁と窓口延長サービスでご利用いただける内容

種類	内容
●証明書の交付 (電算により交付できるものに限り)	住民票の写し、戸籍謄抄本などの証明書、印鑑登録証明書、所得証明書 (未申告の方の所得証明書などは発行できない場合があります。) 課税証明書、非課税証明書、納税証明書、固定資産公課証明書、固定資産評価証明書、軽自動車納税証明書 (継続検査用)
●住民登録異動	転居届、転出届、転入届など
●戸籍届の受付	※届出に関係する方の住所地または本籍地が高島市以外の場合は、お預かりのみとなります。また、書類に不備があった場合は、再度のご来庁をお願いすることがあります。予めご了承ください。
●マイナンバーカードの交付・異動更新・通知カードの再交付、紛失届の受付	
●国民健康保険	住所変更や社会保険の加入・離脱に伴う資格の取得や喪失の手続き 保険証の交付
●後期高齢者医療	住所変更や転入・転出に伴う資格の取得や喪失の手続き 保険証の交付 (再交付のみ)
●国民年金	異動 (1号被保険者の資格取得・喪失の手続き) や年金保険料免除申請の受付
●福祉医療費	異動や助成申請の受付、受給券の再交付 ※即日交付は乳幼児・子ども医療費受給券のみ
●児童手当	転入、転出、出生届出に伴う認定請求および消滅届
●公金の収納	※窓口延長サービスのみ取り扱い可能。

☆マイナンバーカードの交付や異動更新手続きについても可能になります。

☆バーコードが印刷されている納付書は、コンビニエンスストアで納付できます。(納期限内のものに限る)

### ◇証明書コンビニ交付サービスについて◇

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票や戸籍謄抄本、印鑑証明書、所得証明書が取得できます。スピーディーで便利なサービスをぜひご利用ください。



▼名称の理由  
カフェの窓を額縁に四季のうつろいを眺めながら家族や友達、恋人とメタセコイア並木を楽しむ場所になって欲しいと思います。

▼受賞者  
鈴木 富さん (京都府)

▼名称  
並木カフェ メタセコイア



「並木カフェメタセコイア」に  
名称が決まりました!

農林政策課 ☎ (25) 8511



## マキノウインターフェスティバル2019



今年も市を代表する観光地の一つである「マキノ高原マキノスキー場」を会場に、マキノウインターフェスティバル2019を開催します。

冬の観光客と市民の皆さんが気軽に参加できる楽しいイベントが盛りだくさん!

ご家族、お友達みなでお越しください!

▼日時 1月26日 (土) 10時~15時

▼場所 マキノ高原マキノスキー場

▼内容 ビンゴ大会、雪上バナナボート、雪中宝探し、ふるさとバザールなど

▼料金 入場無料 (駐車料金1,000円が必要です)  
(積雪状況によりイベント内容を変更することがあります)

☎四季遊園マキノ交流促進協議会  
☎ (28) 8002



## 漏水にご注意！



冬の寒い時期となりました。これから、冬型の気圧配置が強まると、気温が氷点下になる日もあります。そんな日は、凍結によって水道管が破損し、漏水する危険が高まります。思わぬ出費を防ぐためにも、次のことにご注意ください。

### 凍結による漏水を防ぐには…

- ◇屋外の配管や立水栓をボロ布で巻きつけたり、配管保温剤などで保護する。
- ◇水道管の凍結が予想される場合は、蛇口から鉛筆の芯くらいの太さで水を出す。
- ◇長期使用しない場合は、メーターボックス内の止水栓を閉める。
- ◇凍結した場合、タオルなどを置いた上からぬるま湯をかける。



※凍結部分に直接熱湯をかけると、水道管破損の原因になります。

### 漏水の調べ方

- ◇蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）が回っている場合は、漏水している恐れがあります。



### 漏水を発見したら…

- ◇止水栓を閉め、高島市指定給水装置工事業者へ漏水箇所の調査・修理を依頼してください。
- ※条件によって、料金の減免制度を受けられる場合がありますので、事業者への調査・修理の依頼前にお問い合わせください。

問 上下水道料金お客様センター ☎ (22) 91333

こころちは！

## 人権擁護委員です

人権擁護委員の皆さん

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された14人で、特設人権なんでも相談所の開設や市内小学校などで人権教室を実施され、地域の人権擁護に努められている方々です。あらゆる人権の問題についての相談をお受けしています。

このたび、今津地域の志連晴子さんと、新旭地域の三田村治夫さんが退任されました。お一人には多年にわたり、地域の人権を守るためご尽力いただき、本当にありがとうございました。

新たに今津地域には武友 建史さん、新旭地域には伊庭 郁夫さんにご就任いただきました。

氏名	地域
江端 英嗣	マキノ
西村 直彦	マキノ
川崎 正美	今津
坂川 道雄	今津
武友 建史	今津
上田 謙治	朽木
上藤 節子	朽木
梅村 頼子	安曇川
川越 清司	安曇川
徳村 明美	安曇川
白井 洋子	高島
三矢 艶子	高島
日花 滋子	新旭
伊庭 郁夫	新旭



## 特設人権なんでも相談所

毎日の生活の中で、差別やいじめなど、人権についての問題で悩んでいませんか？  
ひとりで悩まずに人権擁護委員にご相談ください。相談は無料、予約は不要、秘密は厳守されます。

- 日時 1月9日(水) 13時30分～16時
- 場所 市役所新館2階

問 人権施策課 ☎ (25) 8524

## がんばる市内企業を応援します！

市内の事業所の設備投資や雇用増進、労働環境の改善を促進するため、奨励金および助成金の交付を行っています。

なお、申請期日が昨年度と異なりますので、ご注意ください。

### 【設備投資奨励金】

- ▼奨励金の額 過去3年間（平成27年1月2日～平成29年1月1日）の新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額
- ▼申請の時期 平成30年度の固定資産税を全額納付された日～1月31日

### 【労働環境改善助成金】

- ▼助成金の額 施設整備に必要な経費の10分の1以内の額（単年度1企業当たりの限度額は300万円）
- ▼交付対象 従業員の福利厚生に資する施設の整備で、事業費が1件100万円（従業員20人以下の企業にあつては50万円）以上の年度内に完了する事業
- ▼申請の時期 事業に着手する前

### 【雇用増進奨励金】

- ▼奨励金の額 増加した市内従業員1人当たり10万円（障がい者の方は20万円）
- ※常時雇用する従業員数によって要件が異なります。
- ▼申請の時期 1月4日～2月28日

問 商工振興課 ☎ (25) 8514



## ご利用ください！ 病児保育室「おひさま」

問 子育て支援課 ☎ (25) 8136

### 【病児保育室とは】

お子さんが病気の時、保護者が仕事などの都合によって家庭で保育することが困難な場合に、病児保育室でお子さんを一時的に保育するものです。

専任の看護師や保育士が保育しますので、安心してご利用いただけます。

※インフルエンザでも、解熱翌日以降であればご利用いただけます。

### ▼利用できるお子さん

市内にお住まいで、生後6か月から小学校3年生までのお子さん※市外在住の方も、保護者が市内で勤務されている場合は利用できます。

### ▼保育場所

高島市民病院 健診棟1階 病児保育室「おひさま」

### ▼利用時間

月曜日～金曜日 8時～18時30分（祝日・年末年始は利用できません。）

### ▼利用料（1人1日につき）

- 市内在住者
  - 所得税課税世帯 2,000円
  - 所得税非課税世帯 1,000円
  - 市民税非課税世帯・生活保護を受けている世帯 無料
- 市外在住者 4,000円

### ▼電話番号（病児保育室専用）

☎080 (5706) 9555

### 《ご利用には事前登録が必要です。》

申請用紙などは、市のホームページ、病児保育室おひさま、子育て支援課、各支所にあります。

# 税のお知らせ

税の申告の時期が近づいてきました。申告に必要な税の情報をお知らせします。



〒市役所税務課 (25) 8116  
 今津税務署 (22) 2561



**1月下旬に**  
**市民税・県民税申告書や**  
**確定申告書等を発送します**

平成31年度（平成30年分所得）の市民税・県民税申告書を、1月下旬に前年度に申告された方へ発送します。

また、平成30年分の所得税と復興特別所得税確定申告関係書類は、2月上旬に大阪国税局から発送されます。

なお、平成29年分の確定申告で、e-Tax（電子申告）を利用された方や国税庁ホームページで申告書を印刷して提出された方、市の申告会場で確定申告書を提出された方には、申告用紙や確定申告の手引きは郵送されませんが、申告に必要な情報は、「メッセージボックス」や「お知らせはがき」により連絡させていただきます。

**変更点**  
**配偶者控除および**  
**配偶者特別控除の見直し**

働きたい方が就業調整を意識しなくて済むよう、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられるなど、配偶者控除および配偶者特別控除の要件や控除額が見直されました。

この見直しは、平成30年分以後の所得税と復興特別所得税に適用され、平成31年度（平成30年分）以降の市県民税に反映されます。詳しくは、お問い合わせください。

**重要なお知らせ**  
**公的年金等を**  
**受給されている方へ**

**注意！**  
**ふるさと納税**  
**ワンストップ特例**

公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、その年の所得税と復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。（ただし、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。）

この場合でも、医療費控除などにより所得税の還付を受けるための確定申告書は、提出することができます。

場合（医療費控除等による申告も含む）や6か所以上の市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。

この場合、確定申告や市民税・県民税所得申告により、寄付金控除を受けていただけます。

**「ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？」**

○確定申告や市民税・県民税所得申告をしなくてよい給与所得者や年金所得者が寄付をした場合に、申告手続きを簡素化する特例制度です。

寄付をされるときに、ワンストップ特例の申請をされると、市町村間で連絡を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄付金控除・寄付金控除相当額）が適用されます。

## 今津税務署からのお知らせ



### ●今津税務署内の申告書作成会場のご案内

- ・開設期間 **2月18日**月～**3月15日**金（土日は開設していません）
- ・受付時間 **9時～16時**（「作成済みの申告書等の提出」と「用紙の交付」は17時まで）

### ■ご注意ください

- 申告書作成会場では16時まで申告相談の受け付けをしていますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もあります。
- 2月15日（金）以前については、通常窓口での対応となりますので、混雑状況によって、長時間お待ちいただくことがあります。
- 開催期間中は、混雑が予想されますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めします。
- 申告書作成会場で申告される場合は、申告の作成に必要な書類と前年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知（お持ちの方）、印鑑を持ってきてください。
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、医療費の領収書の提出が必要となり「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、領収書は自宅で5年間保管する必要があり、税務署から提出を求められたときは領収書を提出する必要があります。

## 消費税の軽減税率制度

平成31年10月1日から、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

**標準税率：10%**  
**軽減税率：8%**

軽減税率の対象品目は？

- **飲食料品**（酒類及び外食等を除く）
- **週2回以上発行される新聞**（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度に関する情報は

国税庁ホームページ **消費税軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度実施に伴うレジの導入や電子的受発注システム改修には支援制度があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>

### 申告書は、スマホなどで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。

- 今回から、給与所得者で医療費控除や寄付金控除の申告をされる方は、事前に税務署で「ID・パスワード」を取得することで、スマートフォンからe-Taxで申告することができます。（暫定的な対応です。）

- パソコンで作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば「e-Tax」を利用して提出できます。